

しょうがいのある人に対する
軽自動車税の減免申請を受け付けます

問 税務課(☎65-65008)

受付期間 5月8日(月)～31日(水)

4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型特殊自動車等の所有者として登録している次の①または②に該当する人は、軽自動車税の減免を受けることができます。

①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、そのしょうがいの程度が減免を受けられる要件に該当する人

②しょうがいの程度が減免を受けられる要件に該当する満18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた人または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた人と生計をともにする人

●新規に軽自動車税の減免を申請する人

所有者・運転者・使用目的などの要件、必要書類などがありますので、事前に担当課または市ホームページでご確認ください。また適用は1人につき1台のため、普通車で自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免対象にはなりません。

●昨年軽自動車税の減免を受けている人

5月8日(月)に継続申請の案内文を送付しますのでご確認ください。

※軽自動車税納税通知書も5月8日(月)に送付しますが、減免の承認通知が届くまでは納付せず、保管してください。

東京都台東区と都市連携協定を
締結しました

問 総合政策課(☎65-65005)

東京都台東区には、琵琶湖に模した不忍池や、雨森芳洲が随行した朝鮮通信使の宿所として利用した東本願寺があるなど、本市と歴史的にも深いつながりがあります。このたび、上野での「びわ湖長浜KANNON HOUSE」の開設などをきっかけに、両都市の交流や事業連携を活性化させるため、都市連携協定を締結しました。

台東区の概要

人口約19万人。上野・浅草を中心に年間4,500万人の観光客が訪れています。世界文化遺産登録の国立西洋美術館や上野恩賜公園、浅草寺、三社祭など、歴史伝統文化が彩る下町情緒あふれるまちです。

今後の取り組み

「びわ湖長浜KANNON HOUSE」や交流イベント、アンテナショップを通じて、長浜の魅力をPRします。

また、ものづくりが盛んな台東区をはじめ首都圏との企業間交流を進めます。



▲台東区との連携協定
(びわ湖長浜KANNON HOUSE 1周年記念セレモニーにて)

麦病害虫防除を実施します

問 長浜市農作物病害虫防除協議会(農政課内)(☎65-65002)

麦病害虫防除を左記のとおり実施します。期間中は早朝から広範囲に農薬を散布しますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

ただし、一斉防除については、生育および天候の状況ならびに町内の事情により散布日が変更される場合がありますので、各問合せ先へご確認ください。

作物名	地 域	散布方法	散布基準日	問 合 せ
小麦	長浜地域	個別防除 (集落・個人)	4月下旬～5月上旬	レーク伊吹農協 長浜南支店 ☎ 62-0239
	びわ地域	個別防除 (集落・個人)	4月下旬～5月上旬	北びわこ農協 びわ営農経済課 ☎ 72-4482
	浅井地域	一斉防除 (無人ヘリ)	4月26日～27日	北びわこ農協 浅井営農経済課 ☎ 74-0002
		個別防除 (集落・個人)	4月下旬～5月上旬	
	虎姫地域	個別防除 (集落・個人)	4月下旬～5月上旬	北びわこ農協 虎姫営農経済課 ☎ 73-3311
	湖北地域	一斉防除 (無人ヘリ)	4月下旬～5月上旬	北びわこ農協 湖北営農経済課 ☎ 78-0012
		個別防除 (集落・個人)	4月下旬～5月上旬	
	高月地域	一斉防除 (無人ヘリ)	5月8日頃	北びわこ農協 高月営農経済課 ☎ 85-3600
		個別防除 (集落・個人)	4月下旬～5月上旬	
大麦	全地域	個別防除 (集落・個人)	4月中旬～4月下旬	各地域のお問い合わせ先まで

※散布時間は5時～11時です。
※集落・個人による麦の防除は、4月下旬～5月上旬の間に概ね2回実施されます。
※木之本・余呉・西浅井地域も散布しますが、麦の作付がほとんどないため記載していません。

臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ

問 社会福祉課(☎65-6528)

消費税率引上げと軽減税率導入の延期に伴い、所得の低い人への影響を軽減するため、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金(経済対策分)」を給付します。

支給対象者	平成28年1月1日(基準日)時点で市内に住民票のある人で、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない人。 ※ただし、市民税が課税されている人に扶養されている場合や生活保護の受給者などは対象になりません。
支給額	支給対象者1人につき1万5千円(1回限り)
受付期間	4月24日(月)～9月1日(金) 17時15分 ※必着
申請方法等	支給対象者と見込まれる人がいる世帯あてに、申請書・案内チラシ等の書類を4月下旬に郵送します。支給対象に当てはまる人は、必要事項を記入・押印のうえ、下記必要書類を添えて、 同封の返信用封筒で返送 してください。
必要書類	下記の①～③のいずれかに該当する人は、口座確認書類(金融機関、店名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカード)のコピーが必要です。 ①今回初めて臨時福祉給付金を申請する人 ②前回とは異なる口座への振込を希望する人 ③代理人名義の口座へ振込を希望する人 ※支給対象者が外国人住民の人は、在留カードまたは特別永住者証明書等のコピーが必要です。

■注意事項

- 申請書に同封のチラシや記入例を必ず確認し、記入、押印もれや添付書類もれ、記入間違いのないようにしてください。申請書の内容に不備がある場合や必要書類がない場合は、給付金が受け取れませんのでご注意ください。
- 給付金の振込日は別途お知らせします。(申請から振込まで約1か月半程度かかります。)
- 基準日時点で市内に住民票のない人は、当時お住まいの市区町村にお問い合わせください。受付期間外の申請や、基準日時点で市内に住民票がない人の申請は受付できませんのでご注意ください。



▲臨時福祉給付金のイメージキャラクター「カクニンジャ」

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

臨時福祉給付金に関して、次のようなことは絶対にありません

- 国や県、市職員などがATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、「臨時福祉給付金(経済対策分)」の支給のために、手数料などの振込を求めること
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと
- 厚生労働省が市民の皆さんの世帯構成や銀行口座番号などの個人情報を照会すること